

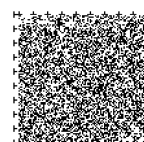
第5期青梅市障害福祉計画

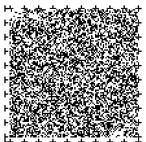
第1期青梅市障害児福祉計画

(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

平成30年3月

青 梅 市





はじめに

青梅市では、これまで4期にわたり障害福祉計画を策定し、障害のある方に対する障害福祉施策を推進してまいりました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が、平成30年度から施行されることになり、青梅市においても、第1期「青梅市障害児福祉計画」の策定を行い、障害児通所支援および障害児入所支援、ならびに障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児福祉施策の推進を掲げたところであります。

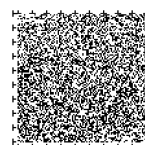
今回の計画策定につきましては、第4期「青梅市障害福祉計画」の実績を、青梅市障害者地域自立支援協議会において、評価および様々な視点から御検討をいただき、第5期「青梅市障害福祉計画」および第1期「青梅市障害児福祉計画」の策定を行いました。

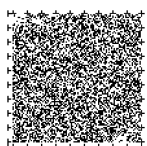
青梅市では、第6次青梅市総合長期計画において、「福祉が充実したまち」を基本方向の一つに位置付けており、誰もがその人らしく暮らせる共生のまちづくりを目指しております。今後、この第5期「青梅市障害福祉計画」第1期「青梅市障害児計画」および現在取り組んでおります第4期「青梅市障害者福祉計画」に盛り込まれた施策の実現に向け努力してまいりますので、市民の皆様の御理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、両計画の策定に当たりまして、熱心に御審議をいただきました青梅市障害者地域自立支援協議会委員の皆様、障害者団体の皆様との意見交換会や、パブリックコメント等を通じて、貴重な御意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

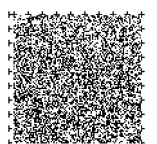
青梅市長 浜 中 啓 一



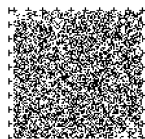


目 次

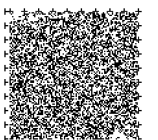
第1部 計画の策定に当たって.....	3
1 計画策定の趣旨・背景.....	3
2 計画の位置付け・性格.....	4
3 計画の期間.....	5
4 障害者数.....	6
(1) 身体障害者.....	6
(2) 知的障害者.....	7
(3) 精神障害者.....	7
(4) 難病患者.....	7
(5) 高次脳機能障害者.....	8
(6) 障害者数の動向.....	8
第2部 障害福祉計画.....	11
1 成果目標の設定.....	11
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	11
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	12
(3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点の整備.....	12
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	13
2 サービス等の見込量およびその確保策.....	15
(1) 訪問系サービス.....	15
(2) 日中活動系サービス.....	17
(3) 居住系サービス.....	19
(4) 相談支援.....	20
3 地域生活支援事業.....	22
第3部 障害児福祉計画.....	31
1 成果目標の設定 障害児支援の提供体制の整備等.....	31
(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築.....	31
(2) 医療的ニーズへの対応について.....	32
(3) 放課後等デイサービスの質の向上について.....	32
2 サービス等の見込量およびその確保策.....	33
(1) 相談支援.....	33
(2) 障害児サービス.....	34
第4部 計画の推進に向けて.....	37
1 推進体制の充実.....	37
2 計画の実施状況の点検・評価.....	37
3 サービス提供事業者の確保.....	39
4 サービス提供内容の質の向上.....	39
.....	39

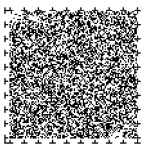


資料編.....	42
1 用語解説.....	42
2 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針.....	46



第1部 計画の策定に当たって





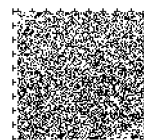
第1部 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

青梅市では、これまで4期にわたり障害福祉計画を策定し、障害福祉施策を推進してきました。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号。「障害者総合支援法等一部改正法」という。）が平成30年度から施行されることになり、青梅市においても、第1期障害児福祉計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画を言う。）の策定を行い、障害児通所支援および障害児入所支援、ならびに障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施を推進していくことになりました。

本計画は、第4期青梅市障害福祉計画の目標年度が平成29年度末であることから、計画の進捗状況や近年の障害者施策等の動向を踏まえて、平成30年度を初年度とする第5期青梅市障害福祉計画および第1期青梅市障害児福祉計画を一体的に策定するものです。



2 計画の位置付け・性格

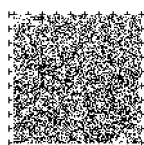
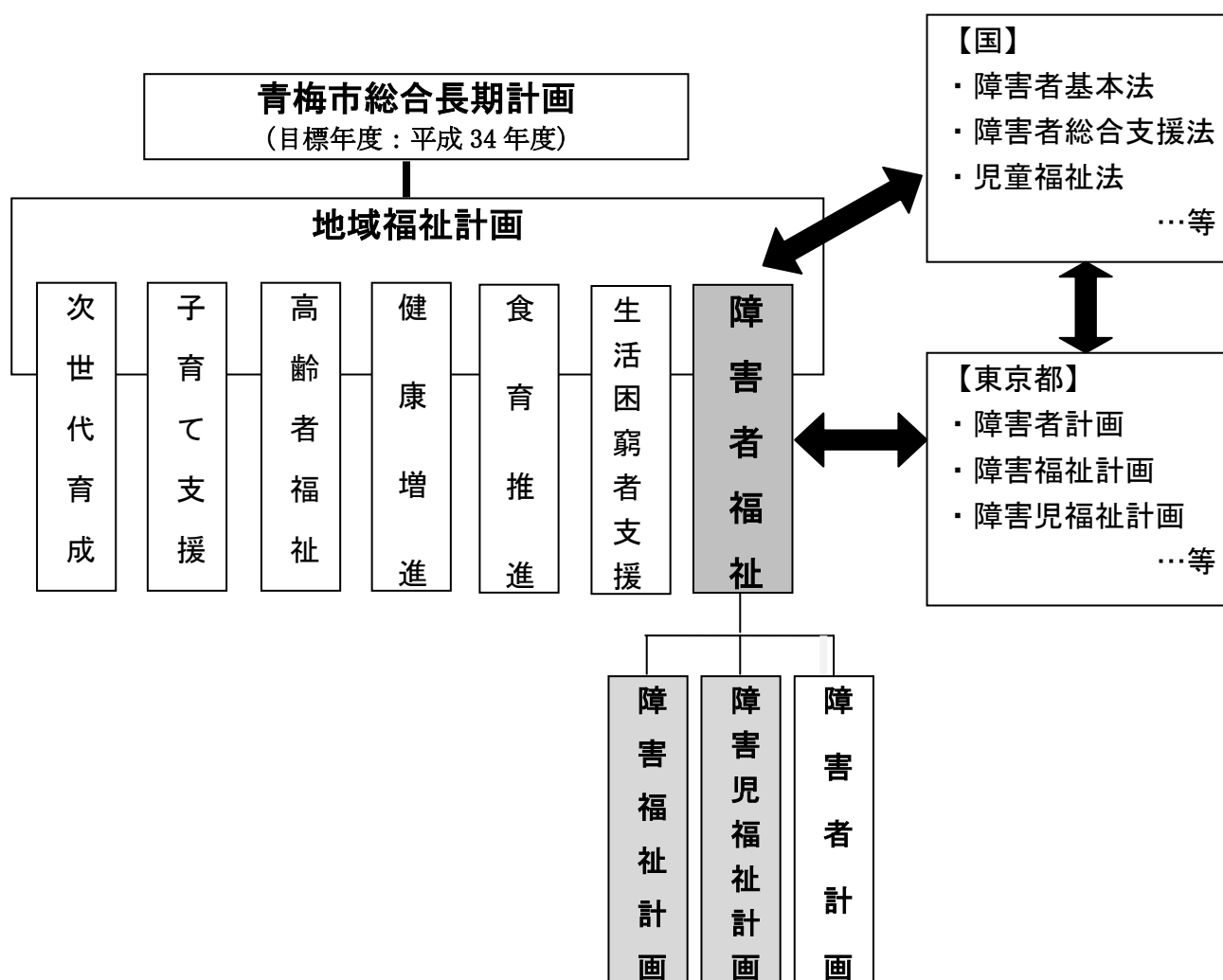
青梅市における行政計画の体系では、青梅市総合長期計画が最上位に位置付けられる計画であり、総合長期計画の実現のために、個別の行政計画が策定され、施策が実施されています。

健康福祉分野においては、その基本となる計画として「青梅市地域福祉計画」があり、健康福祉分野の個別の計画のひとつとして、障害者計画および障害福祉計画・平成30年度を初年度とする障害児福祉計画があります。障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、食育推進計画とともに、福祉分野の重要な計画となっています。

障害福祉計画は、障害者の「生活支援」に関わる事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「障害者総合支援法」にもとづく計画です。

障害児福祉計画は、障害児の「生活支援」に関わる事項のうち、障害児福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「児童福祉法」にもとづく計画です。

■計画の位置付け

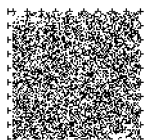


3 計画の期間

第5期青梅市障害福祉計画および第1期青梅市障害児福祉計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3か年の計画とします。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		
障害児福祉計画													第1期		
障害者計画	第1期 平成15年度～			第2期			第3期			第4期					



4 障害者数

(1) 身体障害者 身体に障害のある方の数（身体障害者手帳所持者）

ア 身体障害者数の推移（各年度3月31日）

単位：人

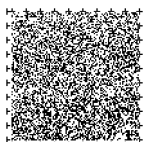
区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1級	1,595 (40)	1,632 (42)	1,660 (39)	1,665 (36)	1,662 (37)	1,683 (36)	1,709 (32)
2級	768 (22)	761 (24)	759 (23)	734 (21)	704 (15)	690 (13)	677 (12)
3級	593 (14)	605 (16)	610 (17)	614 (14)	617 (15)	626 (14)	618 (11)
4級	838 (6)	860 (7)	905 (7)	941 (8)	948 (8)	962 (9)	972 (9)
5級	220 (7)	219 (9)	211 (9)	207 (8)	210 (9)	223 (8)	223 (6)
6級	251 (5)	255 (5)	254 (8)	262 (10)	255 (9)	256 (10)	272 (11)
合 計	4,265 (98)	4,332 (103)	4,399 (103)	4,423 (97)	4,396 (93)	4,440 (90)	4,471 (81)

* () 内は18歳未満児童再掲

イ 身体障害別の推移（各年度3月31日）

単位：人

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
視覚	476	474	481	475	462	461	465
聴覚・平衡	338	346	346	358	351	356	360
音声・言語	39	39	38	37	39	43	43
肢体不自由	2,234	2,259	2,274	2,276	2,248	2,263	2,230
心臓	611	634	654	649	652	651	675
じん臓	316	327	341	356	360	380	402
呼吸器	49	44	50	52	55	48	52
ぼうこう・直腸	185	191	197	201	204	211	217
小腸	5	5	5	6	5	5	5
免疫	9	10	10	10	17	18	19
肝臓	3	3	3	3	3	4	3
合 計	4,265	4332	4,399	4,423	4,396	4,440	4,471



(2) 知的障害者 知的障害のある方の数（愛の手帳所持者）

知的障害者数の推移（各年度3月31日）

単位：人

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1度	26 (4)	26 (5)	27 (6)	33 (10)	33 (10)	36 (9)	34 (5)
2度	218 (42)	217 (42)	224 (47)	224 (48)	224 (49)	233 (47)	238 (48)
3度	222 (55)	229 (57)	234 (55)	238 (56)	242 (56)	250 (53)	252 (55)
4度	329 (101)	361 (100)	381 (101)	420 (117)	425 (118)	487 (131)	522 (140)
合計	795 (202)	833 (204)	866 (209)	915 (231)	924 (233)	1,006 (240)	1,046 (248)

*（ ）内は18歳未満児童再掲

(3) 精神障害者 精神障害のある方の数（精神障害者保健福祉手帳の所持者）

精神障害者数の推移（各年度3月31日）

単位：人

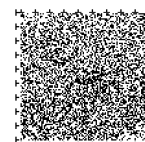
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1級	160	163	171	157	145	151	143
2級	364	445	505	502	514	539	590
3級	173	220	278	319	355	370	439
合計	697	828	954	978	1,014	1,060	1,172

(4) 難病患者（東京都難病医療費等助成制度利用者数）

単位：人

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
難病等医療費 助成申請者	1,185	1,332	1,312	1,361	1,505	1,537	1,593

*参考 平成28年度 国306疾患 都8疾患



(5) 高次脳機能障害者

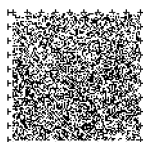
79人（平成28年度末青梅市障害者サポートセンター利用登録者数）

ただし、高次脳機能障害に関して、正確な統計数値がないため、潜在的な高次脳機能障害者の数は、上記数値より多いと考えられます。

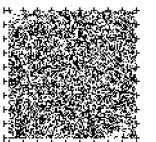
(6) 障害者数の動向

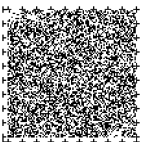
平成28年度末現在で、障害者手帳の交付を受けている身体障害者は4,471人、知的障害者は1,046人、精神障害者は1,172人で、合計6,689人です。割合は、身体障害者が66.9%、知的障害者が15.6%、精神障害者が17.5%となっております。

5年前の平成23年度と比べて、身体障害者は139人の増、知的障害者は213人の増、精神障害者は344人の増、全体では696人、11.6%の増となっております。身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも毎年増加傾向で推移しています。



第2部 障害福祉計画





第2部 障害福祉計画

1 成果目標の設定

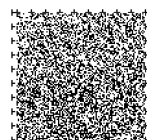
(1) 施設入所者の地域生活への移行

国は、平成32年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するに当たり、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上の削減を基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定するよう求めています。

市の現状としては、既に施設を必要とする人が施設を利用しており、計画年度内に移行対象となりうる人がいないこと、地域生活へ移行する人がいても新たに施設入所を希望される人もいないことなどを踏まえ、平成32年度末における削減見込みは「0人」、地域生活移行者数は「2人程度」と設定しました。

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、障害者総合支援法にもとづく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定しました。

項目	数値	考え方
平成28年末時点の入所者数（Ⅰ）	114人	平成29年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者数（Ⅱ）	114人	平成32年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み（Ⅰ－Ⅱ）	0人	既存入所の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は2%以上削減)
【目標値】 地域生活移行者数	2人 2%	施設入所からグループホーム等へ移行者数 (平成29年3月31日の施設入所者数の2%)



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は、長期入院精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、精神病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要性を求めています。

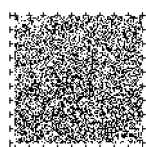
青梅市では、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。

(3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等の整備。

国は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要性を求めています。

青梅市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を検討します。

また、総合相談・専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターの整備の在り方についても検討します。



(4) 福祉施設から一般就労への移行

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国は、目標の設定に当たっては、今般の傾向等を踏まえつつ、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定するよう求めています。

青梅市は、これまでの実績および障害者法定雇用率の引上げ等、地域の実情を踏まえつつ、平成32年度末までに平成28年度実績の3倍以上の一般就労への移行実績者数を設定しました。

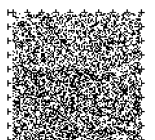
項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	5人	平成28年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した方の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	15人 3倍	平成32年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する方の数

イ 就労移行支援事業の利用者数

国は、福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数（サービス等利用計画を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された方）が、平成28年度末における利用者の2割以上増加することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定するよう求めています。

青梅市は、これまでの実績および地域の実情を踏まえて、平成32年度末における福祉施設利用者数および就労移行支援事業の利用者数を設定しました。

項目	数値	考え方
平成28年度末の福祉施設利用者数	69人	平成28年度末において福祉施設を利用した方の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	83人 20.0%	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する方の数



ウ 就労移行支援の事業所ごとの移行率

国は、平成 32 年度末において、就労移行支援事業所の利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上に設定するよう求めています。

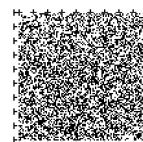
青梅市では、一般就労への移行支援を推進していくため、全就労移行支援事業所において、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 6 割以上に設定しました。

項 目	数 値	考 え 方
平成 32 年度末の 就労移行率が 3 割以上の 事業所数	2 か所	青梅市内の就労移行支援事業所（3 か所）の 6 割以上

エ 就労定着支援による職場定着率

国は、障害者の就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率を、各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本としています。

青梅市においても、就労定着に向けた支援を、就労支援センター等と連携を図りながら、各年度における支援開始 1 年後の定着率を、国の目標と同じ 80% に設定しました。



2 サービス等の見込量およびその確保策

第5期障害福祉計画は、平成28年度までの実績および平成29年度の見込数を参考に想定される需要量としてサービス見込量を算定しています。

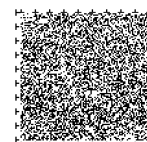
(1) 訪問系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

計画	単位	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	人/月	120	122	124	126	128
重度訪問介護	人/月	9	9	10	10	11
同行援護	人/月	53	59	65	71	77
行動援護	人/月	27	30	33	36	40
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0
合計	時間/月	2,656	2,671	2,686	2,701	2,716
	人/月	209	220	232	243	256



【サービス見込量の考え方】

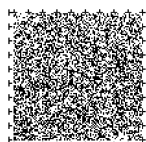
平成 28 年度までの利用実績および平成 29 年度の見込数をもとに、利用者数や障害者手帳所持者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

居宅介護サービスを提供する事業者は、ほぼ充足しています。今後も、サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、その他のサービスを含めサービス利用の増加に対応していきます。このため、事業者には、国や東京都からの情報の提供を行うなど、今後見込まれるサービスの需要の確保を図ります。

あわせて、サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供について必要な支援を行います。

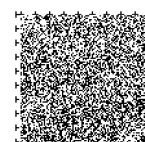
また、利用者に対しては、東京都などの情報を利用して、障害者が利用するサービスを選択する幅を広げるための事業者情報の提供に努めます。



(2) 日中活動系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった方については、就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等を一定の期間にわたり支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。



【サービス見込量】

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人/月	227	238	249	260	271
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	2
自立訓練 (生活訓練)	人/月	12	12	12	13	13
就労移行支援	人/月	69	71	74	78	83
就労継続支援 (A型)	人/月	27	28	29	30	31
就労継続支援 (B型)	人/月	263	266	269	271	274
就労定着支援	人/月	—	—	—	5	10
療養介護	人/月	14	15	15	16	16
短期入所	人/月	123	125	125	127	127

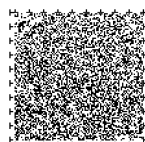
【サービス見込量の考え方】

平成 28 年度までの利用実績および平成 29 年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や東京都の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援などを検討し、サービス量が確保されるような施策を検討します。

障害のある方で、就労を希望する方を支援するために設置した就労支援センターを有効に活用し、引き続き、民間企業、福祉施設等と公的機関が連携し、就労に関する支援の充実を図ります。



(3) 居住系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した、障害者に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している障害者に対し、地域において自立した生活を営む上で必要な家事などの支援、相談支援等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設における、生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【サービス見込量】

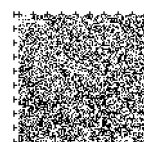
計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人/月	—	—	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	129	137	145	153	161
施設入所支援	人/月	114	114	114	114	114

【サービス見込量の考え方】

平成 28 年度までの利用実績および平成 29 年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、共同生活援助（グループホーム）の利用促進については、民間事業者の活用を検討します。



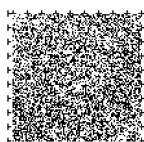
(4) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
計画相談支援	<p>対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害者です。サービス内容は、次のとおりです。</p> <p>支給決定時は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成 ② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 <p>支給決定後は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング) ② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨
地域移行支援	<p>対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者です。</p> <p>サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、6か月から12か月です。</p>
地域定着支援	<p>対象者は、独り暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者です。</p> <p>サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12か月以内です。</p>

【サービス見込量】

計画	単位	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	977	1,107	1,237	1,367	1,497
地域移行支援	人/月	3	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	12	12	12	14	16



【サービス見込量の考え方】

（計画相談支援）

障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として、3年間で計画的に全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を見込みました。

（地域移行支援）

福祉施設の入所者および入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みました。

※ 地域移行支援については、入所または入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院または入所前の居住地の市町村が、対象者数を見込みます。

（地域定着支援）

地域移行支援を受けた独り暮らしの方や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない方を勘案して、利用者数を見込みました。

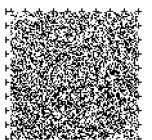
【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援を検討します。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

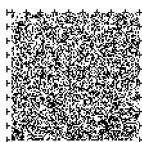
サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。



3 地域生活支援事業

【事業の概要】

事業名		内 容
必須事業	①相談支援事業	地域の障害者等の福祉に関する問題について、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、事業者等との連絡調整（サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く。）などの便宜を総合的に提供します。
	②コミュニケーション支援事業	意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
	③日常生活用具費給付等事業	日常生活における便宜を図るため、障害者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。
	④移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
	⑤地域活動支援センター事業	創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障害者の地域生活を支援します。
	⑥成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障害者に対して、経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
その他事業	⑦日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。
	⑧自動車運転教習費補助事業	障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
	⑨自動車改造費補助事業	障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図ります。
	⑩点字図書給付等事業	希望する図書の点字変換費用の補助を行います。
	⑪奉仕員等養成事業	手話奉仕員（通訳者）、要約に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を実施します。
	⑫就労支援センター事業	障害者の企業就労等を支援するため、就労支援や生活支援のコーディネーターを配置し、必要な相談、情報提供、支援等を総合的にを行います。



【サービス見込量】

①相談支援事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	相談件数	6,043	6,432	6,821	7,210	7,599

<実施に向けての考え方>

障がい者サポートセンターでは、一般相談支援をはじめ、高次脳機能障害や発達障害等の相談支援体制の充実を図り、個々の障害特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障害者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組みます。

また、青梅市障害者地域自立支援協議会においても地域の関係機関と連携し、困難なケースなどへの対応を引き続き図ります。

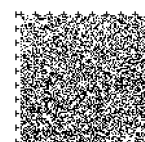
平成 28 年度までの実績および 29 年度の見込み数を踏まえ、今後の利用見込みを設定しました。

②コミュニケーション（意思疎通）支援事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
コミュニケーション支援事業	人	167	226	226	226	226
	時間	291	405	405	405	405

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し事業の充実を図ります。



③日常生活用具費給付等事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具費 給付等事業	件	3,057	3,481	3,260	3,175	3,651

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。

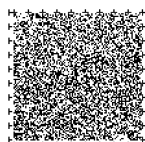
国や東京都の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を検討し、可能な範囲で実施します。

④移動支援事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人	164	164	171	179	187
	時間	12,319	12,443	12,812	13,192	13,583

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。



⑤地域活動支援センター事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援 センター事業	か所	1	1	1	1	1

<実施に向けての考え方>

地域活動支援センターの基礎的事業や機能強化事業を実施してきた、障がい者サポートセンター事業の充実を図り、障害者支援事業所等に情報の提供や支援を行う体制を強化し、障害者の自立に向けた生活支援を引き続き実施します。

基礎的事業は、創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供を充実します。

機能強化事業（I 型）は、保健師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職員の配置による相談支援事業の強化や、福祉および地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成や障害者への理解のための普及啓発等の事業を引き続き実施します。

また、障害者（児）とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの整備を充実します。

⑥成年後見制度利用支援事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度 利用支援事業	件	0	1	1	2	2

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。

障害者の判断能力等を勘案して、補助、保佐、後見など、必要な支援を行います。



⑦日中一時支援事業

計画	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	第 5 期計画		
		実績	見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人	23	23	24	25	26
	日	158	154	160	163	166

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

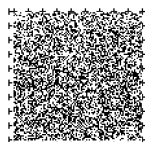
需要に対してサービスの供給が少ない事業であることから、今後とも、国や東京都の施策を活用し、必要に応じて事業者への支援を検討し、可能な範囲で供給の拡大を図ります。

⑧自動車運転教習費補助事業

計画	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	第 5 期計画		
		実績	見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転教習費補助事業	件	5	4	5	5	6

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。



⑨自動車改造費補助事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車改造費補助事業	件	6	6	7	8	9

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

⑩点字図書給付等事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
点字図書給付等事業	人	2	2	2	2	3

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

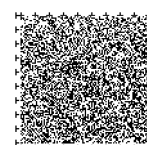
障害のある方の文化・教養享受の機会を確保するため、引き続き、点字図書給付等の助成を実施します。

⑪奉仕員等養成事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
奉仕員等養成事業	回	53	40	92	60	92
	人	69	45	130	40	140

<実施に向けての考え方>

平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、今後の修了者の見込量を設定しました。また、手話を学習する機会を増やすため、夜間の時間帯での手話講習会を平成 30 年度から新設します。



⑫就労支援センター事業

計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 5 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労支援センター事業	雇用実績 (※1)	29	41	45	50	54
	相談件数 (※2)	4,883	5,498	6,113	6,728	7,343

※1 雇用実績については、2か年の登録制のため、一定の規模で推移すると想定しました。

※2 相談件数については、職場定着支援の増加を想定しました。

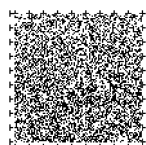
職場定着目標率は、就労支援定着事業による支援開始 1 年後の職場定着率目標と同様の 80%とします。

＜実施に向けての考え方＞

青梅市就労支援センターは平成 20 年 10 月に開設してから 10 年を迎え、その間、職業相談、就職準備支援、ジョブコーチの派遣などの就労面の支援や日常生活支援、職業生活支援などの生活面の支援などを中心に、障害のある方の企業就労を支援してきました。

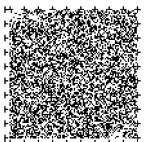
平成 28 年度までの実績および平成 29 年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

また、今後は、就労後の職業定着支援や、障害者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関との連携をさらに図り、継続した支援体制を整備します。



障害児福祉計画





障害児福祉計画

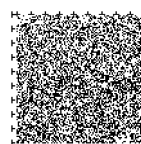
1 成果目標の設定 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援および障害児相談支援の状況からみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害者相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1か所以上が指定されている状況にあります。しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていません。また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていません。

国は、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（市町村単独が困難な時は圏域）に少なくとも1か所設置。平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標として求めています。

青梅市では、既存施設の活用や民間事業者による対応などについて検討します。



(2) 医療的ニーズへの対応について

障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況にあります。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況になっていません。

国は、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。また、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本（市町村単独が困難な時は圏域）としています。

青梅市では、医療的ケア児支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場の在り方を含め検討します。

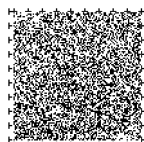
また、重症心身障害児を支援する発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置について検討します。

(3) 放課後等デイサービスの質の向上について

障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められています。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大はしていますが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められています。

国は、放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標について検討を求めています。

青梅市では、放課後等デイサービス事業所連絡協議会等の設置の可能性を含め検討するとともに、質の向上について検討します。



2 サービス等の見込量およびその確保策

(1) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
計画相談支援	<p>対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害児です。サービス内容は、次のとおりです。</p> <p>支給決定時は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成 ② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 <p>支給決定後は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング) ② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨

【サービス見込量】

計画	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	第 1 期計画		
		実績	見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	17	27	32	37	42

【サービス見込量の考え方】

平成 28 年度までの利用実績および平成 29 年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

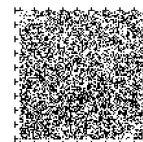
【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図ります。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。



(2) 障害児サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
児童発達支援	障害児（未就学）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適用訓練を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス見込量】

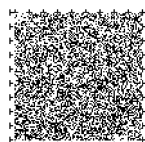
計画	単位	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 見込み	第 1 期計画		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人/月	21	10	21	22	22
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1
放課後等 デイサービス	人/月	173	178	202	226	250
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	—	—	0	1	1

【サービス見込量の考え方】

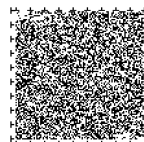
平成 28 年度までの利用実績および平成 29 年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

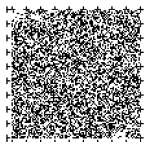
【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、民間事業者の活用を検討します。



第4部 計画の推進に向けて





第4部 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

障害福祉計画および障害児福祉計画を推進するため、その中心的な役割を担う自立支援協議会の充実を図るとともに、具体的な施策実現のため、必要な連携に努めます。

【自立支援協議会の所掌事務】（青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱から抜粋）

- （１）分野を超えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。
- （２）障害のある人、支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- （３）障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- （４）中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。
- （５）障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- （６）社会資源の開発および改善に関すること。
- （７）その他協議会において必要と認めること。

また、本計画を推進し、障害のある方が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠であることから、それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

2 計画の実施状況の点検・評価

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、民間企業等が、製品の品質向上や経費削減を検討する際に広く用いている「PDCAサイクル」の考え方を利用します。

「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が（Plan）で、実施が（Do）となります。

このような考えのもとで、計画推進のため、「PDCAサイクル」によるマネジメントの考え方を活用して、今回の計画の実施状況について、自立支援協議会において、毎年、点検・評価を行い、その結果を公表します。

そして、自立支援協議会の評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、個人に対応する極め細やかな施策（計画）が進められるように努力します。

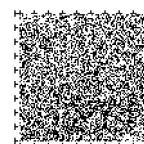
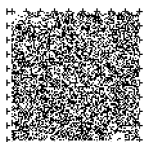
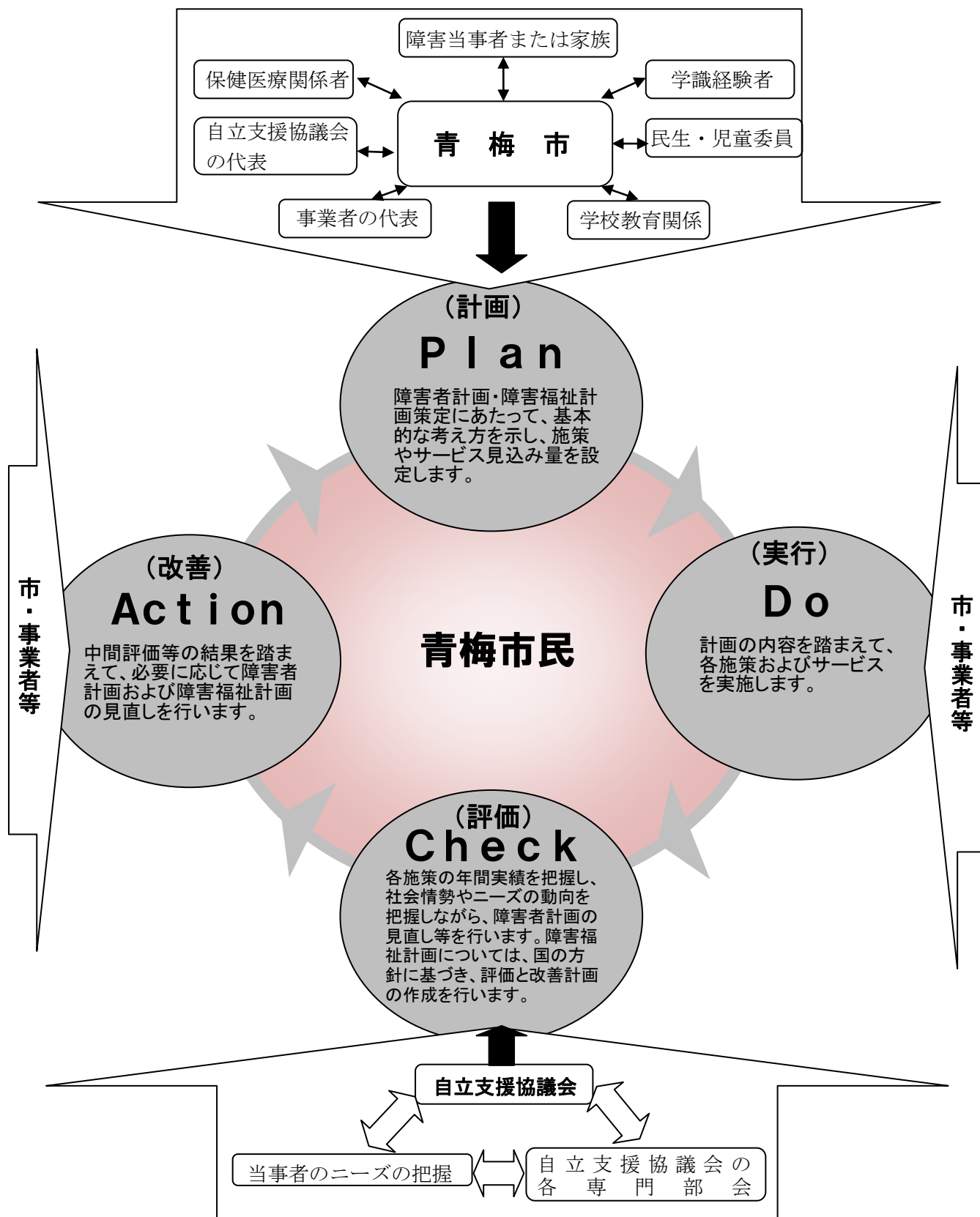


図 PDCAサイクル



3 サービス提供事業者の確保

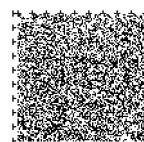
障害者の社会参加の促進・障害福祉サービスの充実のため、新たな社会福祉法人やNPO法人、民間サービス事業者の参入が考えられるため、必要な障害福祉サービスが提供されるよう、新たな事業所の参入支援を行うとともに、既存の事業者の育成、サービス提供事業者の安定確保に努めます。

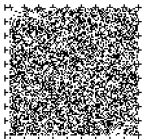
4 サービス提供事業者の質の向上

適切かつ質の高い障害福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者への情報提供や連絡協議会などを行い、質の向上に努めます。

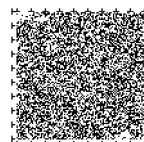
5 国・東京都・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や東京都の補助金および制度を積極的に活用して、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するために周辺自治体との連携に努めます。





資料編



1 用語解説

あ行

愛の手帳

知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、知的障害者であることの証票として知事が交付するもの。

SPコード

紙に掲載された情報をデジタルに変える二次元シンボルのこと。専用の読み取り機を用いることによって、情報を音声・点字・テキスト等で出力することができる。

NPO

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

か行

介護保険

介護保険法に基づくものであり、高齢者介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支えあう制度。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

計画相談

サービス等の利用の際、相談および利用計画の作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援すること。

権利擁護

知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

さ行

作業療法士

身体または精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力、または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。

児童相談所

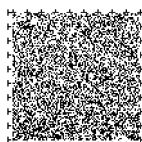
児童福祉法に基づき、都道府県に設けられた児童福祉の専門機関のこと。児童に関する家庭からの相談に応ずること、児童及びその家庭について必要な調査を行い医学・心理学などの見地から判定を行うこと、児童の一時保護などを実施する。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、様々な社会福祉事業を実施している。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。



障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた法律。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。

障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。介護給付における障害支援区分の認定は、二次判定を経て、障害支援区分、有効期間を認定または却下する。障害支援区分は、区分1から6までの6段階である。

障害者支援施設

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行い、日中と夜間を通して生活する入所施設のこと。

障害者就労支援センター

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労及び生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。

障害者総合支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に、平成17年10月31日に成立し、平成18年4月から施行された法律。身体・知的・精神の障害別に分かれていたサービスの一元化や自己負担の定率負担化などが行われた。従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されている。

障害者地域自立支援協議会

福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議などを行う機関のこと。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害のある人の福祉の仕組みであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。

障害者優先調達推進法

国や自治体に対し、障害者就労施設などへ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求める法律。行政側は毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表する必要がある。

ジョブコーチ

障害のある人が就労する際、できないことを事業所に伝えるなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

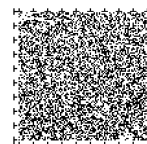
各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。

精神科病院

精神保健福祉法に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の精神病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば指定病院になることができる。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある人を対象として交付



する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇施策が講じられている。

成年後見制度

契約における判断能力が不十分な方について、その能力を補充するために代理人等を定め、その方が悪徳商法の犠牲にされることを防ぐための制度。

精神保健福祉士

平成9年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う人のこと。

た行

地域生活支援事業

障害者総合支援法の中に位置づけられ、各市町村独自の判断で障害のある人の生活を支援する事業のこと。

重複障害

複数の障害のある場合のこと。身体障害と知的障害、聴覚障害と視覚障害など。

定着支援

既に就業している障害のある人の職場への定着を支援すること。

点字

視覚障害のある人が文書を読み書きするとき用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。

点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字(すみじ)、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

統合失調症

妄想や幻覚などの多彩な症状を示す精神疾患のひとつ。

特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年4月1日施行)」により創設され、従来の盲学校、

聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校として位置づけられたもの。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

二次避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関に入所・入院するに至らない程度の在宅の要介護者を対象に、介護等の必要なサービスを提供することのできる避難所。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

なお、最近では広汎性発達障害に代わる用語として「自閉症スペクトラム(障害)」という呼び方が定着しつつある。

PDCAサイクル

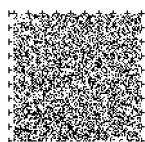
業務を円滑に進めるため、「Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)」といった4段階の作業を継続して行う運営手法。

福祉施設

社会福祉事業を実施する施設の総称。老人ホーム・保育所・救護施設など。

ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援



を求めるためのもの。特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効とされる。

保健師

保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けて保健指導に当たる専門職。

ま行

マネジメント

一般にマネジメントとは経営などの管理をすることをいう。ここでは、計画を管理すること。

や行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢・障害の如何を問わずに利用することができるように施設・製品・情報を設計（デザイン）すること。

要約筆記

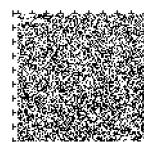
聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつの方法で、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用してスクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

ら行

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。

また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。



2 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

当市では、福祉施設等の配置のあり方について、次のとおり定めています。

なお、「青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方針に沿い、必要に応じ見直しを検討します。

青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、近年における福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されているが、なお、建設希望があり、その対応に苦慮している。

一方、近年の福祉サービスは多様化が図られてきており、在宅福祉が充実されてきている。また、国および東京都により従来の施設サービスとは異なり、地域に溶け込み、小規模で家庭的な共同生活を営むことのできるサービス施策が推進されている。

これらのことから、高齢者や障害者を含む全ての住民にとって、住み慣れた地域での人と人とのふれあひの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、今後の福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。

2 基本方針

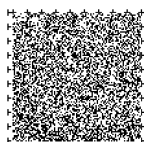
今後の青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針について、平成10年3月の「青梅市における特別養護老人ホームに関する検討懇談会」提言によるとともに、当分の間、次の各号の区分にもとづき、意見を述べ必要な要請を行っていくものとする。

具体的な指標を必要とする場合は、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画および青梅市障害福祉計画に示すものとする。

(1) 定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）
- (ウ) 介護療養型医療施設
- (エ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）



- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 養護老人ホーム
- (キ) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設
- (ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

- (ア) 定員100名未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、定員100名まで定員増ができるものとする。
- (イ) 介護療養型医療施設が施設の転換を行う場合は、次に掲げる施設への転換を認めるものとし、この場合においては、現行定員の範囲内で定員・施設増ができるものとする。
 - a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - b 介護老人保健施設（老人保健施設）
 - c 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
 - d 軽費老人ホーム

(ウ) 前記(ア)または(イ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

(2) 定員・施設増を検討する必要がある施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

(3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ア 認知症高齢者グループホーム

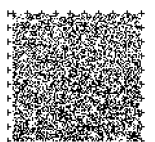
イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホーム

ウ 障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）

エ 主に知的障害者のための日中活動支援施設

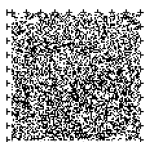
3 実施期日

この基本方針は、平成14年10月1日から実施する。



4 経過措置

- (1) この基本方針の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
- (2) この基本方針の一部改正は、平成18年7月1日から実施する。
- (3) この基本方針の一部改正は、平成20年8月26日から実施し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第2項第1号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成24年3月31日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。
- (4) この基本方針の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (5) この基本方針の一部改正は、平成24年4月1日から実施し、改正後の第2項第1号ア(工)および同号イ(イ)の規定は、平成23年10月20日から適用する。ただし、改正後の第2項第1号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成27年3月31日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム(主たる対象が精神障害者であるものに限る。)を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の2割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。
- (7) この基本方針の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。



青梅市障害福祉計画（第5期）・青梅市障害児福祉計画（第1期）
平成30年3月

発行 青 梅 市

編集 青梅市 健康福祉部 障がい者福祉課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL：0428-22-1111（代表）

